

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

牟岐町長 枅富 治

市町村名 (市町村コード)	牟岐町 (363839)
地域名 (地域内農業集落名)	牟岐地区 (西又・笹見・平野・赤水・橘・喜来・辺川・川長・灘・内妻)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年12月13日 (全10回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

牟岐町は、農地のほとんどが中山間地域に分類される。維持管理しているだけの農地が多く、耕地面積を増加させるよりも減らさないことに力を入れる必要がある。年間平均気温は、16.2℃で温暖な地域であり、気候を活かした早場米の栽培を行っている。農業用機械の老朽化や農業用資材の価格高騰で、担い手の農業を継続する意向が減少している。
また、担い手の高齢化や後継者不足、離農による農業者戸数の減少により、今後維持管理ができない農地が増加することが想定される。

【地域の基礎データ】2020農林業センサスより

人口3,743人、農業に60日以上従事した世帯員、役員・構成員(経営主を含む)数81人

総世帯数1,718世帯(※R2国勢調査より)、総農家数112戸(自給的農家数36戸、販売農家数76戸)

農業従事者数の平均年齢66.0歳

認定農業者10名

(2) 地域における農業の将来の在り方

本町は水稻を中心とした農業経営である。圃場整備している農地においては、集積と集約化を進めていく必要がある。各集落の農業者により、国の補助金を活用しながら、水路・農道等の管理を行い、耕作可能な状態を維持していく。また、集落での農業用機械の共同利用やスマート農業の導入を検討し、持続可能な営農体制づくりに努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	111.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	111.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作状況等を鑑みながら農業振興地域を基本区域とし農地利用を積極的に進めていく。
保全・管理等のエリアについては、地元協議を積み重ね必要に応じて、適宜、設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中心経営体を育成し、農業委員会や農地中間管理機構と連携して、地域の農用地の集積、集約を推進する。後継者のいない等の農用地については、認定農業者や目標地図へ位置付ける者を中心に無理のない範囲で引き受けることで、農地の保全を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図へ位置付ける者に対して、農地中間管理機構の事業の説明、活用を積極的に推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
目標地図へ位置付ける者のニーズを踏まえ、基盤整備事業の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
JAや県の農業支援センター等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に努める
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落で維持管理ができない農地が発生した場合、委託可能な作業についてはサービス事業体へ委託も検討し、遊休農地、耕作放棄地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣の被害が増加しており、鳥獣被害拡大防止のため、研修会の実施や狩猟免許の取得による集落での防除などの取り組みを推進する。また、目撃情報や被害情報があった場合に、町と連携して猟友会に相談できる仕組みづくりを行う。
- ③農作業の負担軽減や効率的な農業経営につなげるため、国等の補助金を活用して、ドローン防除等スマート農業の検討を行う。
- ⑦多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、集落内の農地の維持管理を行う。